

日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20210528)

本日から、ミャンマーにおける情勢不安を理由に帰国できず、本邦への在留を希望する方を対象に、緊急避難措置として、在留や就労を認めることにしました。詳細はHPをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00036.html

※登録情報の変更はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録の解除はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111 (代表)